

令和7年7月1日

農業委員会だより

発行・編集

野洲市農業委員会事務局

野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL 077 (587) 6007 直通

E-mail noui@city.yasu.lg.jp



ご挨拶

農業委員会 会長 立入 三千男

向夏の候、農業者の皆さまにおかれましては梅雨明けが待ち遠しい今日この頃、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く状況は、私たちにとって大きな転換点を迎えていると言えます。世界的な気候変動や異常気象に加え、新型コロナウイルス感染症による影響は、農業のあり方に大きな変化をもたらしました。また、人口減少や農業従事者の高齢化、後継者不足といった課題は、野洲市においても深刻な問題となっています。

農業は単に食料を生産するだけでなく、地域の自然や文化を守り、コミュニティの基盤を支える重要な役割を担っています。私たち野洲市農業委員会では、農地の適切な管理と有効活用を進めるとともに、次世代の担い手の育成や農業の魅力を広く発信する活動に力を注いでまいります。

また、10年後の農地利用像を描く「地域計画」については、地域で開催された会合等に積極的に参画していただき昨年度末に無事策定されたところです。しかし2年間（令和5年～6年度）という限られた期間での策定であったことから、地域の課題に対して十分に将来の方向性を話し合えていないなどの課題が生じています。このことから国は今後、「地域計画」のブラッシュアップを積極的に推進することを求められています。

今後も農業委員が丸となり農地に係る諸課題の解消と農地利用の最適化に取り組んでいく所存でございますので農業者の皆さまにおかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 第25期 農 業 委 員 会 委 員

会 長 立入 三千男

職務代理者 田中 靖志

(任期:令和5年7月20日～令和8年7月19日)

議席番号	氏 名	意 見 区 域	議席番号	氏 名	意 見 区 域
1	野 洲 秀 一	安治・五条	14	井 狩 憲 一	入町・長島
2	針 本 一 春	比留田	15	辻 美 智 子	菖蒲・喜合
3	北 中 良 夫	市三宅・竹生・久野部	16	島 村 平 治	小南
4	井 上 輝 子	比江	17	清 水 稔	中北・江部・上町・下町
5	中 濱 佳 久	堤・下堤	18	山 本 芳 隆	北
6	橋 本 高 明	北比江・小比江	19	岩 井 正 男	五之里・富波乙
7	森 恒 仁	桜生・縄手・駅前	20	青 木 章	南櫻・北桜
8	田 中 靖 志	木部・八夫	21	川 東 静 佳	小篠原東部・西部
9	角 出 昇	吉川	22	石 塚 健 一	富波甲・辻町・上屋
10	北 浦 一 宏	井口・須原	23	小 森 喜 一	高木
11	木 村 二 郎	野田・六条	24	廣 瀬 久 雄	乙窪・吉地・西河原
12	市 木 和 雄	前田・小中小路・大中小路 東林寺・山出・妙光寺	25	山 田 富 男	大篠原・小堤
13	米 澤 博	虫生	26	立 入 三 千 男	野洲・四ツ家・行畑

※ 令和7年度農業組合長をご紹介します。

野洲地区	
野洲	立入 三千男
四ツ家	鈴木 市朗
市三宅	北中 良夫
行畑	奥野 栄作
東部	南 喜代志
西部	村上 美代治
桜生	森 英樹
久野部	種池 康仁
竹生	益川 教智

祇王地区	
上町	野澤 幸敏
下町	今西 裕治郎
江部	上田 裕昌
中北	清水 稔
北	山本 真佐雄
上屋	堤 繁男
辻町	石塚 健一
富波甲	角 亨
富波乙	今井 正三
五之里	岩井 正男

中主地区	
比江	布施 明
小比江	小川 雅義
北比江	橋本 高明
乙窪	大西 弥一郎
吉地	奥村 富正
西河原	増田 誠治
比留田	岡本 英嗣
木部	田中 靖志
虫生	白井 己代治
八夫	北脇 美代次
野田	河瀬 敬二
五条	築山 源太郎
安治	岩崎 良男
須原	富田 眞至
下堤	西村 健
堤	野神 好一
井口	藤本 勤也
六条	辻川 清太郎
吉川	吉川 久和
菖蒲	東 昇一

三上地区	
山出	山崎 富夫
東林寺	山藤 三幸
前田	市木 和雄
小中小路	高崎 嘉明
大中小路	西村 権四郎
妙光寺	川端 正弘
南櫻	萩原 誠次
北桜	田中 一男

篠原地区	
大篠原	澤井 庄一郎
小堤	高谷 誠次
入町	井狩 勉
長島	中村 幸道
高木	田中 清藏
小南	山本 芳正

■農業委員会へ許可や届出が必要です

○農地を農地のままで権利移動する場合(売買・賃貸借等)

農地法第3条第1項の許可申請

市内農地の権利を取得する場合⇒農業委員会申請・許可

○自己所有の農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第4条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域－農地法第4条第1項第7号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

○権利移動を伴い、農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第5条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域－農地法第5条第1項第6号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

■農地を荒廃させないために

農地を耕作しないで適正に管理しないと、雑草が生え隣接する農地等にも影響します。耕作できなければ、定期的な除草等の管理をお願いします。

■農地の違反転用について

農地を転用(農地以外にすること)するには、農業委員会で手続きが必要です。許可を得ないで転用すると、法律違反になります。また、原状回復(農地にもどす)命令を行う場合があります。

■農地の賃借料のお知らせ

※10 アール当たりの金額です

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田の部	基盤整備地域	7,365 円	12,000 円	2,973 円	754	全地域
	未整備地域	6,312 円	8,000 円	2,000 円	64	全地域
畑の部	普通畑	5,406 円	10,000 円	3,536 円	4	全地域(特殊畑を除く)
	特殊畑	8,340 円	10,752 円	4,000 円	37	野洲川地区農地開発区域、吉川字中瀬に存する畑地

* 農地法第52条の規定に基づき、令和6年農地賃借料の情報提供を行います。この情報は、令和6年1月から令和6年12月までに農業経営基盤強化促進法または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権を設定し、締結(公告)された賃借料を集計したものです。

※ この情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等)に合わせ、当事者同士で十分協議して設定して下さい。

※ 特別な事情のもとで賃借されたと推測される契約(全賃借料データの平均値±70%の範囲を超えるもの)は除いて算出しています。

義務化されました！

相続登記の申請

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されました。

義務化の施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行って下さい。詳しくは法務局にご確認下さい。

農業委員会への届出が必要です

農地法3条の3の規定に基づき、農地の権利を取得した場合、その農地の存する市町村の農業委員会への届出が必要です。詳しくは農業委員会にご確認ください。



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードが、
「法務省 所有権不明」
で検索！

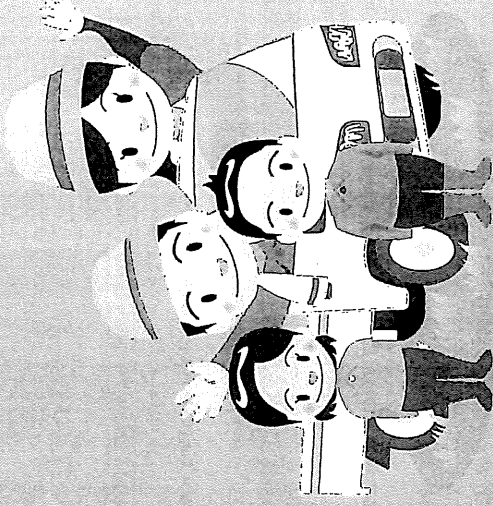


法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心で豊かな老後を！

終身年金で
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

ポイント2 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

ポイント3 税制面で大きな優遇措置



詳しくは… 農業者年金  <https://www.nounen.go.jp>